第1章 第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画の基本的事項

1 計画策定の背景・趣旨

札幌市では、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進し、総合的な産業廃棄物の処理に係る指導に取り組むため、平成14年1月に「札幌市産業廃棄物処理指導計画」を策定しました。また、産業廃棄物を取り巻く環境の変化、社会経済情勢の変化及び法や制度の改正の動向に対応するために、5年ごとに改定を重ねてきました。

近年においては、持続可能な開発目標(SDGs)が国連サミットで採択され、地球 規模でのあらゆる課題の解決を目指すこととされており、その課題の一つとして廃棄物 への取組についても取り上げられているところです。

また、外国政府の輸入禁止措置による国内のプラスチック処理の滞留や海洋プラスチックごみの汚染等の環境汚染が懸念されています。このことから、国では、令和元年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、国内のプラスチックの循環利用環境の整備、回避可能なワンウェイ(使い捨て)プラスチックの削減及び既存プラスチックのバイオプラスチックへの置き換え等によりプラスチックの3Rを一層推進することとしています。

そして、近年は気候変動の影響により自然災害が国内においても激甚化・頻発化しており、パリ協定で示された 1.5 \mathbb{C} 目標(地球の平均気温上昇を産業革命前と比較して 1.5 \mathbb{C} に抑える努力を追求する)の達成に向けて、日本を含めた先進各国は 2050 年の脱炭素社会を目指して動き出しています。このことから、廃棄物処理分野においても、温室効果ガスの排出削減や災害廃棄物への対応などの気候変動対策を進めていく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により社会生活そのものが変容しつつあります。しかしながら、このような環境下においても、社会基盤を支えるために、廃棄物の処理は不可欠なもので、安定的で適正な処理体制の維持がより一層求められることから、今後の影響について把握しながら必要な取組を進めていく必要があります。

このような様々な環境変化も考慮しつつ、札幌市の実情を勘案し、効果的に産業廃棄物行政を進めていくための具体的な施策を定めた「第5次札幌市産業廃棄物処理指導計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、「北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち」、「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」を目指すべき都市像として掲げている札幌市の総合計画『札幌市まちづくり戦略ビジョン』や、市民・事業者・行政等の各主体がともに連携しながら一体となって、環境保全に関する長期的な目標と施策の方向を定めた『第2次札幌市環境基本計画』の方向性を踏まえて、札幌市一般廃棄物処理基本計画『新スリムシティさっぽろ計画』と連動しながら、本市における産業廃棄物処理に係る指導方針を体系化したものです。

また、廃棄物処理法や関連法令等の趣旨及び北海道廃棄物処理計画 [第5次] との整合を図ります。

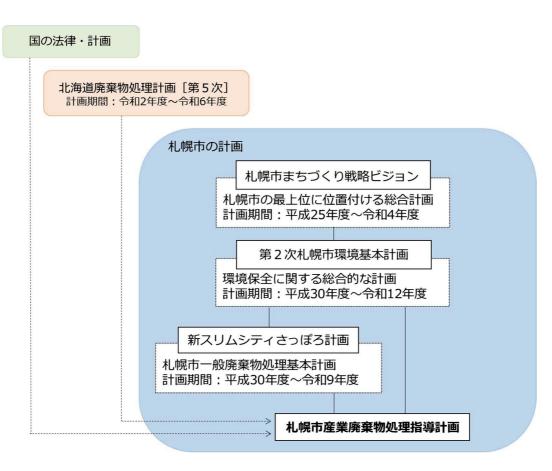


図1 計画の位置付け

3 計画の基本目標

市民、事業者、処理業者及び行政が協働しながら、第2次札幌市環境基本計画で掲げる「資源を持続可能に活用する循環型社会の実現」を目指します。

┃4 計画期間

本計画の計画期間は、本市の上位計画である第2次札幌市環境基本計画や持続可能な開発目標(SDGs)の目標年度を踏まえ、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)の10年間とします。

また、5年を目処に中間評価・見直しを行うことにより、社会環境の変化や法改正等に 柔軟に対応します。

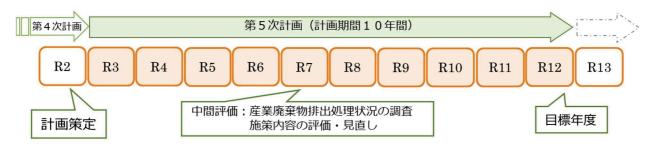


図2 計画期間

┃5 進行管理

計画目標の達成状況や施策の実施状況については、「札幌市廃棄物処理施設設置等評価 委員会」において、適切に点検・評価を実施していきます。

また、市民・事業者・処理業者・行政が情報を共有し、それぞれの役割と責務に応じた 取組を実行するために、その結果について公表していきます。

6 基本方針

6.1 基本方針 1 再生利用及び適正処理の推進

持続可能な循環型社会の実現のため、産業廃棄物の再生利用を促進し、可能な限り最終処分を抑制します。また、排出された産業廃棄物については、廃棄物処理法等に基づいた適正な処理を推進します。

6.2 基本方針 2 社会変化に対応した処理体制の推進

震災や豪雨等の大規模災害や新型コロナウイルス感染症の影響、国際情勢による影響等、様々な社会環境の変化は、廃棄物処理においても大きな影響を及ぼすものと考えられますが、このような状況下においても対応できる廃棄物処理体制を推進します。

表 1 本計画に関連するSDGsのゴール及びターゲット

ゴール	ターゲット	
を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける	6. 3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
11 性み続けられる まちづくりを	11.6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
12 OCERE	12. 4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12. 5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12.8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
13 紫紫東斯に 具体的な対策を	13. 1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強弾性 (レジリエンス) 及び適 応の能力を強化する。
14 #0fb86	14. 1	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
17 /	17. 17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社 会のパートナーシップを奨励・推進する。